

## 中小企業等電気料金高騰対策支援金のご案内

令和5年10月分～令和6年3月分の電気料金を支援します

【申請受付期間：令和6年4月22日（月）～令和6年7月19日（金）（予定）】

令和5年度に同支援金の交付を受けた方も申請できます

支援  
対象者

以下の①、②のいずれか及び③に該当する中小企業者

①中小企業基本法に規定する中小企業者 みなし大企業（※）を除く

| 業種                     | 次のいずれかを満たす会社又は個人 |            |
|------------------------|------------------|------------|
|                        | 資本金・出資金の総額       | 常時使用する従業員数 |
| 製造業、建設業、<br>運輸業、その他の業種 | 3億円以下            | 300人以下     |
| 卸売業                    | 1億円以下            | 100人以下     |
| サービス業                  | 5千万円以下           | 100人以下     |
| 小売業                    | 5千万円以下           | 50人以下      |

※以下のいずれかに該当する場合、みなし大企業となります。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の1/2以上を同一の大企業が所有
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2/3以上を複数の大企業が所有
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている

②中小企業等協同組合法に規定する

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合

③小売電気事業者等と「高圧」又は「特別高圧」を契約し、静岡市内で受電

高圧とは

小売電気事業者等との電力供給契約が  
6kV (6,000V)

特別高圧とは

小売電気事業者等との電力供給契約が  
20kV (20,000V) 以上交付要件の詳細は、必ず、HP掲載の  
「静岡市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付要綱」で確認してください。

支援額

$$\left[ \text{令和5年10月分～令和6年3月分の} \right. \\ \left. \text{使用電力量の合計 (kWh)} \right] \times 1.5\text{円}$$

1事業者あたりの上限額

30万円

※申請は1事業者あたり1回のみ可能です。

※1円未満切捨て

静岡市内に複数の受電拠点がある場合は合算して申請してください。

(注意) 上限額 (30万円 (電力使用量の合計20万kWh)) を超える部分については合算する必要はありません。

必要書類、申請方法等については裏面 ⇒

## ■ 交付対象外となる事業者

以下の法人等については、当支援金の交付対象外です。

- 社会福祉法人 ● 医療法人 ● 特定非営利活動法人 ● 一般社団・財団法人
- 公益社団・財団法人 ● 学校法人 ● 農事組合法人 ● 有限責任事業組合（LLP）
- 組合（農業協同組合、生活協同組合等）その他、中小企業基本法に規定する中小企業でない者

## ■ 必要書類 ※提出前に、全て揃っていることを確認してください

- 様式第1～4号
- (法人) 履歴事項全部証明書（発行3か月以内のもの・写し可）
- (個人) 確定申告書控え 又は 開業届（写し）  
※開業届は、令和5年分確定申告書控えが無い場合のみ
- 電力の契約形態・使用量（10月～3月分）が確認できる書類  
※契約形態（高圧・特別高圧）が記載されていない場合は  
契約書等の契約形態が確認できる部分の写しを提出してください。

・支援金ページ  
・申請様式  
⇒  
はこちら



[https://www.city.shizuoka.lg.jp/805\\_000001\\_00219.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/805_000001_00219.html)

**【重要】令和5年度に同支援金を申請した場合は、申請に使用した請求書等に続く期間の請求書等を使用して申請してください。**

(例) 5年度の申請を4月分から9月分でした場合 → 令和6年度申請 10月分から3月分で申請  
5年度の申請を5月分から10月分でした場合 → 令和6年度申請 11月分から4月分で申請

## ■ 工業団地・商業施設等に入居する事業者の申請（高圧、特別高圧での受電施設に限る）

入居している事業者が、各自申請を行ってください。

※施設のオーナー等は、自社負担部分のみを申請することが可能です。

※工業団地・商業施設等の代表者（管理者）がとりまとめて申請することも可能です。詳細はお問い合わせください。

【工業団地・商業施設等の代表者（管理者）の方へ】

入居者が申請する場合には工業団地・商業施設等が高圧・特別高圧を受電していることを確認する必要があります。

入居者から、確認資料の提供依頼があった場合には、ご対応いただくようお願いいたします。

## ■ 申請方法【申請期間：令和6年4月22日（月）～7月19日（金）】（予定）

※申請期間中であっても、予算額に到達した場合は申請受付を中断する場合があります。

以下のいずれかの方法で、申請書類を提出してください。

- ① オンライン（右記QR又はURLにアクセス）
- ② 郵送・持参（持参の場合は9時～17時・土日祝日除く）

※郵送の場合は封筒に「電気料金支援金申請書在中」と記載してください。  
(郵送の場合は7月19日（金）必着（当日消印無効））

<受付場所>

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎5階 産業振興課  
[静岡庁舎では受付できません]

申請書の

オンライン提出は ⇒  
こちら



<https://logoform.jp/f/64N5t>

## ■ 支援金の交付決定と支払

### ① 交付の決定・確定

「交付決定兼確定通知書」を申請書に記載の住所に郵送します。

※申請内容に不備がある場合は、修正や不足書類等の提出についてご連絡いたします。

不備が解消され次第、決定・確定手続きを行います。

### ② 支援金の請求（静岡市あて）

請求書、口座情報確認書類（通帳の写し等）を提出してください。

### ③ 市から指定口座に支援金を振込み

振込日に関する個別連絡はいたしません。

請求書の

オンライン提出は ⇒  
こちら



<https://logoform.jp/f/BGBCh>

## ■ お問い合わせ先（9時～17時・土日祝日除く）

静岡市 経済局 商工部 産業振興課  
静岡市清水区旭町6番8号

TEL : 054-354-2058

Mail : sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp